

建設工事に係る地域建設業経営強化融資制度を利用する場合における請負代金債権の譲渡に関する事務取扱要領新旧対照表

改正前	改正後	備考
<p>第1～第9 省略</p> <p>第10 請負者及び譲受人の責務</p> <p>1 請負者及び譲受人は、債権を他の第三者に譲渡し、若しくは質権を設定し、又は債権の帰属及び行使を害すべき行為を行ってはならない。</p> <p>2 請負者の工事完成引渡債務は、債権譲渡後であっても一切軽減されるものではない。</p> <p>附 則</p> <p>1 この告示は、公表の日から施行する。</p> <p>2 この告示は、平成 28 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。</p>	<p>第1～第9 省略</p> <p>第10 請負者及び譲受人の責務</p> <p>1 請負者及び譲受人は、債権を他の第三者に譲渡し、若しくは質権を設定し、又は債権の帰属及び行使を害すべき行為を行ってはならない。</p> <p>2 請負者の工事完成引渡債務は、債権譲渡後であっても一切軽減されるものではない。</p> <p>附 則</p> <p>1 この告示は、公表の日から施行する。</p> <p>2 この告示は、平成 33 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。</p>	